

■【トピックス】
スタグフレーション！



ウクライナ情勢や中国のコロナウイルスによるロックダウンなどにより、世界的に物流が滞ることで品不足が起きています。これに加えて日本では円安が加わり、4月から食料品を中心に物価の上昇が止まりません。

インフレーションと不況が同時に進行するスタグフレーションの危機が迫っています。コロナで傷んだ日本経済には大きな重荷になりそうです。それでも企業は前を向いて進むしかありませんね。

■【ビジネス・アイ】
財産開示手続！

- 社長 「最近中国からの部材が入ってこなくて困っているよ。生産計画が立たないよ」
- 花野 「それは大変ですね。他社もサプライチェーンが分断されて、部材が手に入らなくて困っていますね」
- 社長 「一応、コロナも落ち着いているのに、これじゃあ潰れる取引先も出そうだよ」
- 花野 「もう既にいくつか報道されていますね」
- 社長 「うちも取引先の倒産に備えないといけないね。でもないところからは取れないからね」
- 花野 「そうですね。本当になんかところからは取りようがないですね。でも相手に資産があるなら少しでも回収したいですね」
- 社長 「それなんだよ。でも財産が特定できないと強制執行もできないと聞いたよ」
- 花野 「それなんですけど、令和2年から民事執行法が変わって、債務者により強く財産を開示させられるようになったんですよ」
- 社長 「それって、どういうことなの？」
- 花野 「以前は、裁判所から命じられた債務者が応じなくても30万円の過料で済んでいたのですが、悪意ある債務者にとっては痛みが少なかったのですが、改正により6月以下の懲役または50万円以下の罰金と制裁が重くなったんですよ」
- 社長 「さすがに懲役刑を科されるなら実効性があるかもしれないね」
- 花野 「そうですね」

■【今月のキーワード】
財産開示手続

財産開示手続は、権利実現の実効性を確保する見地から、債権者が債務者の財産に関する情報を取得するための手続です。債務者(開示義務者)が財産開示期日に裁判所に出頭して、債務者の財産の状況を陳述する手続です。令和元年の民事執行法の改正(令和2年4月施行)により、債務者の不出頭や虚偽陳述などに対する制裁が強化されました。具体的には、それまでの30万円以下の過料から、6月以下の懲役または50万円以下の罰金と、懲役刑が科されるなど強化されることになりました。

■【今月の1冊】
『北里柴三郎』

海堂 尊 著

ちくまプリマ―新書 ¥920

世界的な業績を残しながら、我が国では一般的には正しく評価されていない北里柴三郎の評伝を作家・医師の海堂尊が著しました。

今日の血清学と免疫学の基礎となる論文を発表したり、ペスト菌を発見するなど超一流の研究者であるとともに、明治日本に衛生行政を確立した巨人でもありました。感染症に立ち向かった偉人の人生を垣間見ました。



■【編集後記】

インフレが止まりませんね。ガソリン価格は高止まりしたままです。いつも行くクリーニング店は、4月からワイシャツのクリーニング代を30%値上げしました。今後も物価が上がりそうですが、個人でできる対策は限られていますね。

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.183(毎月1日発行)

●定価：2,400円/年 ●発行日：2022.6.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808